

| | | |
|---|--|----------|
| 陳情第194号 | 受理年月日 | 令和6年6月6日 |
| 付託委員会 | 建設建築委員会 | |
| 件名 | 都市計画原案と都市計画案に対する住民意見及びそれに対する市の見解・対応についての市ホームページ上での公表について | |
| <p>要 旨</p> <p>市は、市街化区域から市街化調整区域への区域区分の都市計画原案及び都市計画案について、都市計画原案の縦覧を昨年9月15日から29日まで実施し、公聴会を10月10日に開催し、都市計画案の縦覧と意見書の募集を今年4月1日から15日まで実施した。だが、その際に出された住民意見及びそれに対する市の見解・対応について、現在まで市ホームページ上で公表していない。</p> <p>しかし、都市計画原案及び都市計画案以外の住民からの意見は、市ホームページ上で公表している。</p> <p>今般、市は、都市計画案を変更するとして、都市計画案の縦覧と意見書の受付を今年9月に行う旨、市議会建設建築委員会と都市計画審議会にて公表した。</p> <p>国土交通省の定める第12版都市計画運用指針（令和6年3月）では、「都市計画に対する住民の合意形成を円滑にし、都市計画の確実な実現を図る観点から、これまで以上に都市計画決定手続きにおける住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び開示等に意を用いていくべきである。」とされている。</p> <p>従って、市は、先に提出された都市計画原案と都市計画案に対する住民意見及びそれに対する市の見解・対応について、直ちに市ホームページ上で公表するようにされたい。</p> | | |